

売払条件書

1 適用範囲

この売払条件書は、北海道補給処の保有する木屑の売払いの条件を規定する。

2 用語の定義

この売払条件書で用いる用語の定義は、次による。

- (1) 木屑とは、木製パレット及び廃木材をいう。(腐食したものを含む)
- (2) 請負業者とは、木屑を自社で解体することが出来る者をいう。

3 木屑の加工に関する要求

金属、ロープ等の処分については請負業者による。

4 管理要領に関する要求

- (1) 木屑の運搬は、官側が行うものとする。
- (2) 計量は搬入の都度、車両1台毎に行い、それぞれの車両に重量伝票等を作成し官側の代表者に提出するものとする。
- (3) 木屑の卸下場所等の細部については請負業者が指定するものとする。
- (4) 加工前の木屑は、工場外への持ち出し、又は他の業者への売却をしてはならない。

5 売払対象品目

品名	規格
木製パレット(大)	約 蓋 36.3×72×7cm 下駄 72.3×48.1×16.9cm
木製パレット(中)	約 蓋 36.3×72×7cm 下駄 36.3×72×12.5cm
廃木材	約 15cm×8cm×2m

6 搬入予定時期、発生予定重量

搬入予定時期	発生予定重量
6. 5. 7 ~ 6. 5. 31	2,000 kg
6. 6. 3 ~ 6. 6. 28	7,000 kg
6. 7. 1 ~ 6. 7. 31	2,000 kg
6. 9. 2 ~ 6. 9. 30	1,000 kg
6.10. 1 ~ 6.10. 31	2,000 kg
6.11. 1 ~ 6.11. 29	6,000 Kg
計	20,000 kg

7 その他の指示

- (1) 請負業者は、契約担当官の承認を受けずに契約状況(特に表示・重量)を第三者に開示してはならない
- (2) 全数量処分後に引き渡した総重量、最終処分日を記載した報告書を契約担当者に提出するものとする。